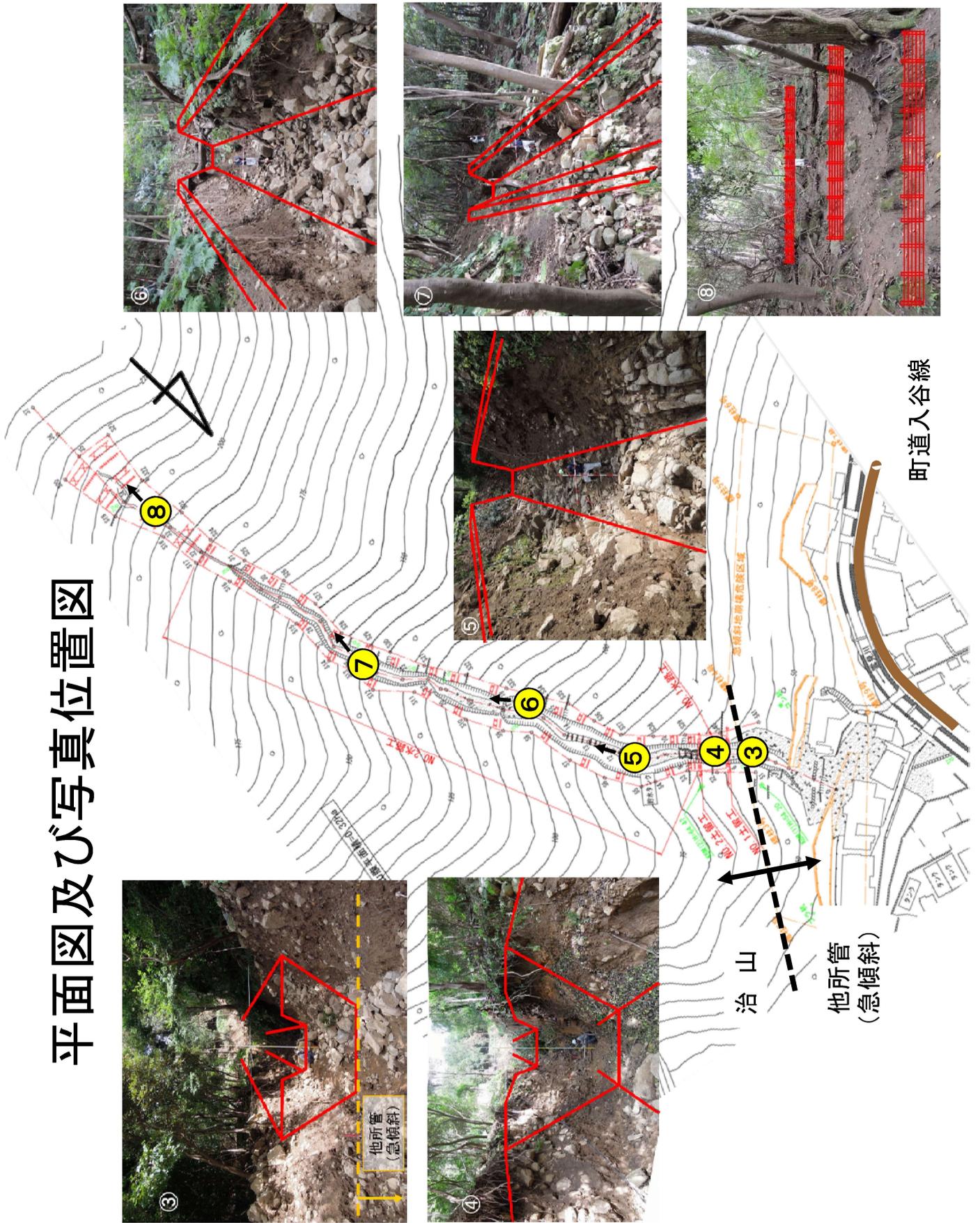


平面図及び写真位置図



定例記者懇談会資料

東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー材を利用した
「ブックラック」「ロングチェア」の贈呈式を開催します

(賀茂農林事務所)

(要旨)

- ・ 県は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村ビレッジプラザ整備のため提供し、返却された「県産森林認証材」の「レガシー利用」のアイデアを県民から募集し、355作品の応募の中から6作品を優秀賞として選定しました。
- ・ 今年度、これら6作品を製作し、設置を希望した全市町の公共施設等にいずれかの作品を贈呈し、大会が開催された証を伝え残すとともに、木の良さや使う意義を広く県民にPRしていきます。
- ・ この度、レガシー材の設置を希望した河津町において、「ブックラック」「ロングチェア」の贈呈式を行います。
- ・ 河津町では、昨年11月にオープンした「地域子育て支援センター」を木質化するなど木材利用に積極的に取り組んでおり、今回贈呈する什器も町施設の窓口などで訪れる皆さんに触れていただく予定です。

(贈呈式の概要)

日時 令和5年3月2日(木) 午後3時から

場所 河津町役場 町長室

出席者 〈受領者〉河津町長

〈贈呈者〉県賀茂農林事務所長



ブックラック



ロングチェア

担当：森林整備課

連絡先：0558-24-2182

下田港外ヶ岡物揚場の完成記念式典を開催します。

(下田土木事務所)
(港湾局港湾整備課)

静岡県では、下田港におけるキンメダイ等の水揚げ能力向上や、近海を航行する小型船舶の避難機能の向上を目的に、平成17年度から下田港外ヶ岡地区に、栈橋形式の物揚場を整備してきました。

この事業が令和4年度をもって完了し、栈橋の工事が完了することから、地域関係者や周辺を航行する船舶関係者へ供用開始を広く周知させることを目的に、令和5年3月14日（火）に、現地にて完成記念式典を開催します。

1 開催日時

令和5年3月14日（火）午前11時から午後0時30分まで
(午前10時30分受付開始)

2 開催場所

下田港外ヶ岡岸壁前 荷さばき地（道の駅「開国下田みなと」前）
(雨天の場合：道の駅「開国下田みなと」施設内)

3 式典内容

- (1) 関係者挨拶
- (2) テープカット
- (3) 安全祈願祭
- (4) 栈橋をつかったキンメダイの水揚げ

4 出席者（予定）

下田市長、静岡県選出国會議員、静岡県議會議員、下田市議會議員、
静岡県交通基盤部長、地元幼稚園児童ほか

5 主催

静岡県、下田市（共催）

6 その他

取材をご希望される場合、3月10日（金）までに下記担当へご連絡ください。

- ・ 下田土木事務所港湾課 大橋（TEL：0558-24-2111）
- ・ 港湾整備課港湾環境班 大橋（TEL：054-221-3054）

担 当：下田土木事務所港湾課
連絡先：0558-24-2111



図1 完成物件及び会場位置



図2 キンメダイ水揚げ状況

静岡県宅地造成工事規制区域監視員の委嘱式開催について

(下田土木事務所)

1 概要

宅地造成等規制法第3条に基づく宅地造成工事規制区域の監視業務を委嘱する監視員の委嘱式を令和5年3月23日に開催する。

監視員は、市町及び土木事務所と連絡を密にしつつ、宅地造成工事規制区域のパトロールを行い、違反行為及び災害箇所を発見に努める。

※ 委嘱期間は令和5年度から2年間

2 日程、開催場所等

実施日	開催時間	開催場所
3月23日(木)	午前10時から30分程度	下田土木事務所2階第3会議室

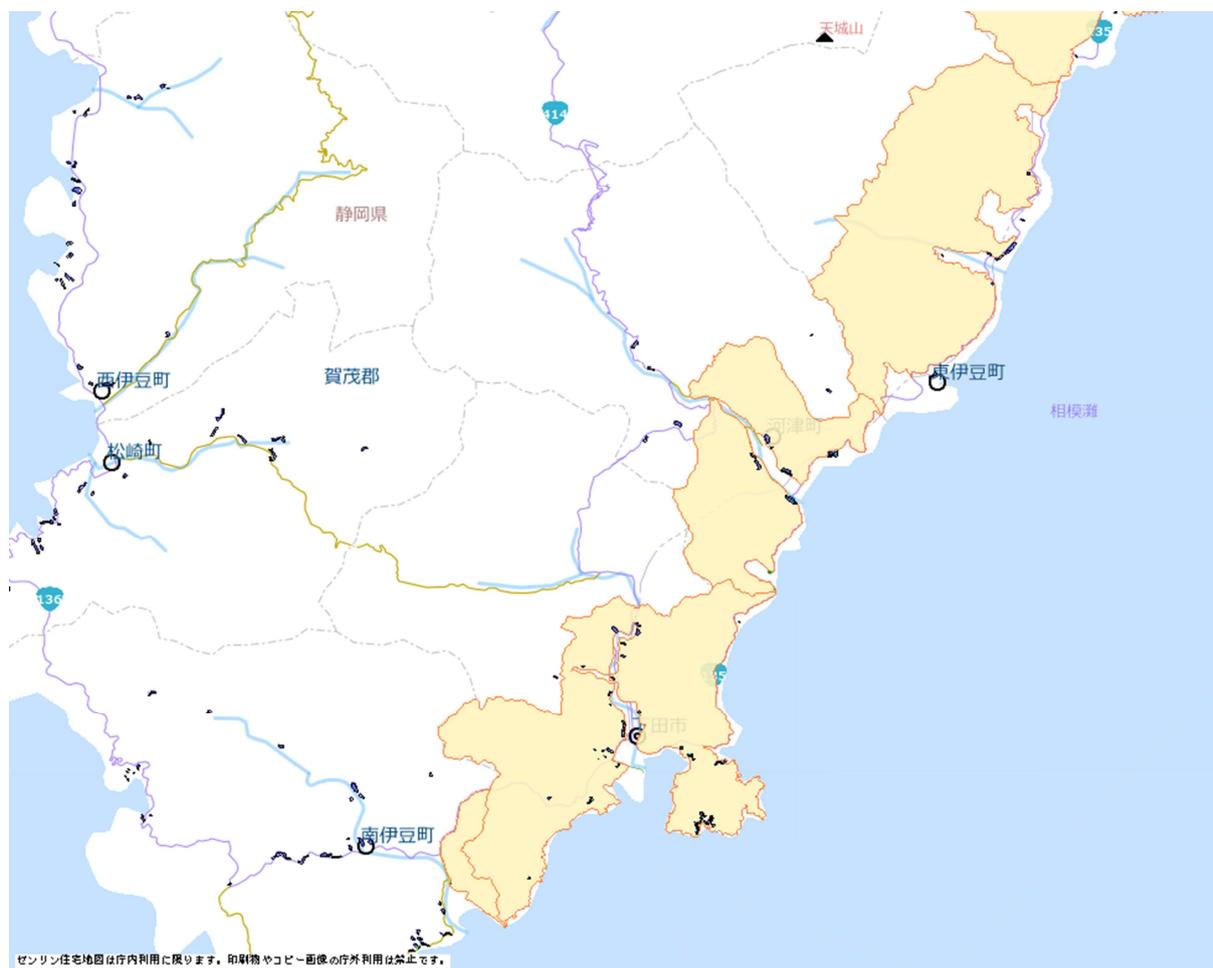
3 参加者

- (1) 下田土木事務所長
- (2) 関係市町職員
- (3) 宅地造成工事規制区域監視員

下田市	2人
東伊豆町	2人
河津町	1人
南伊豆町	1人

担 当 都市計画課都市計画班
 連絡先 0558-24-2110

宅地造成工事規制区域



市町村名	指定年月日	指定面積
東伊豆町	昭和 50 年 3 月 31 日	39.15km ²
河津町	昭和 59 年 10 月 27 日	21.81km ²
下田市	昭和 59 年 10 月 27 日	41.49km ²
南伊豆町	昭和 59 年 10 月 27 日	2.88km ²

令和5年2月24日

定例記者懇談会資料

消費生活出前講座の募集

(賀茂広域消費生活センター)

1 要 旨

賀茂広域消費生活センターでは、消費者被害の未然防止を図るため、悪質商法に関する知識やその対処法についての講座や、SDGsの達成のため消費者ができる消費行動のひとつであるエシカル消費[※]の普及の講座等を通年で実施しています。

※ エシカル消費

「エシカル」とは、「倫理的な」とか「道徳的な」という意味。人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。

例) 森林保全につながる製品を選ぶ、フェアトレード商品を買う、地元の商店で買い物をする

2 講座テーマ例

- ・ 契約の基礎知識
- ・ 賀茂地域に多い悪質商法の手口と対処法
- ・ クレジットカードの注意点
- ・ 地域の見守りで消費者トラブルを防ごう
- ・ お買い物で未来を変える

3 申し込み方法等

- (1) 対象 生徒、学生、社会人など
- (2) 人数 概ね10人以上
- (3) 日時 平日9時～16時
- (4) 時間 20分～90分程度
- (5) 場所 下田市及び賀茂郡5町内どこでも出向きます
- (6) 申込 希望日の1か月くらい前までに電話でご予約ください

担 当：賀茂広域消費生活センター 松永
連絡先：0558-24-2206

令和5年2月24日

定例記者懇談会資料

高校生消費者教育出前講座の実施

(賀茂広域消費生活センター)

(概要)

令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳になると未成年者取消権の保護対象から外れることとなりました。

悪質事業者は未成年者取消権がなくなる年齢をターゲットにしており、現在、消費生活相談件数は満20歳を境に大幅に増加しています。

高校生で成人となる生徒の消費者被害を防止するために高校が行う消費者教育の取組を支援し、出前講座に県から講師を派遣します。

(出前講座の予定)

日 時	場 所	対 象
令和4年5月24日(火) 13:10~13:30	県立下田高校	保護者 中止
令和4年6月20日(月) 15:20~16:10	県立下田高校(全日制)	1年生 済み
令和4年7月5日(火) 14:00~15:00	県立松崎高校	保護者 済み
令和4年9月21日(水) 17:35~19:15	県立下田高校(定時制)	1~4年生 済み
令和5年3月13日(月) 8:45~9:35	県立松崎高校	1~2年生

(内容)

- 成年を迎えるにあたって必要な消費生活の基礎知識
 - ・ 契約やお金の基礎知識
 - ・ 若者が狙われやすい商法
 - ・ ネットショッピングの注意点
 - ・ 暮らしとお金
 - ・ 消費生活センターの紹介 など

担当： 松 永

連絡先： 0558-24-2206